

熱中症予防対策の徹底を改めて要請

職場における熱中症対策の徹底については、福島労働局（局長 岡田 直樹）から県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、本年5月13日付の要請（翌月2日付けでプレスリリース済みです）等をお願いをしているところですが、

○令和7年の福島県内の職場における熱中症による死傷者数が、8月末時点（速報値）で27人となり、過去最多を上回ることが確定したこと

○令和7年は、9月以降も平均気温が平年より高くなることが予想されており、熱中症の発症リスクの高止まりが懸念されること

を踏まえ、本日、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底について改めて文書要請を行いました。

要請では、引き続き、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）及び「令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和7年2月28日付け基安発0228第1号）に基づいて、関係事業者へ熱中症予防対策の周知を行っていただくよう要請しています。併せて、福島労働局が作成した熱中症予防対策にかかるチェックリストの周知へのご協力をお願いしております。

福島労働局及び各労働基準監督署では、今後もあらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。

（参考）



職場における熱中症予防情報（厚生労働省ホームページ）
〔令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等を含む〕
(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)



熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

福島労発基 0909 第 2 号
令和 7 年 9 月 9 日

関係団体の長
発注機関の長 } 殿

福島労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防対策の徹底について（再要請）

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 7 年 5 月 13 日付け福島労発基 0513 第 4 号「職場における熱中症予防対策の徹底及び改正労働安全衛生規則の周知について」及び令和 7 年 7 月 16 日付け福島労発基 0716 第 4 号「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）」により御協力をお願いしているところです。

しかしながら、令和 7 年の福島県内の職場における熱中症による死傷者数は、8 月末時点（速報値）で 27 人となり、過去最多を上回ることが確定しました。

本年は、9 月以降も平均気温が平年より高くなることが予想されており、熱中症の発症リスクの高止まりが懸念されることから、対策に万全を期することが重要です。

つきましては、引き続き、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）及び「令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和 7 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 1 号）に基づいて、関係事業者へ熱中症予防対策の周知をお願い申し上げます。また、福島労働局では別添のとおり熱中症予防対策にかかるチェックリストを作成いたしましたので、活用の一層の取組を進めていただけるよう、併せて周知への御協力をお願い申し上げます。

【参考情報】



職場における熱中症予防情報（厚生労働省ホームページ）
〔令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等を含む〕
(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)



熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

令和 7 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（福島県）

（令和 7 年 8 月 31 日時点速報値）

1. 職場における熱中症による死傷者数の推移

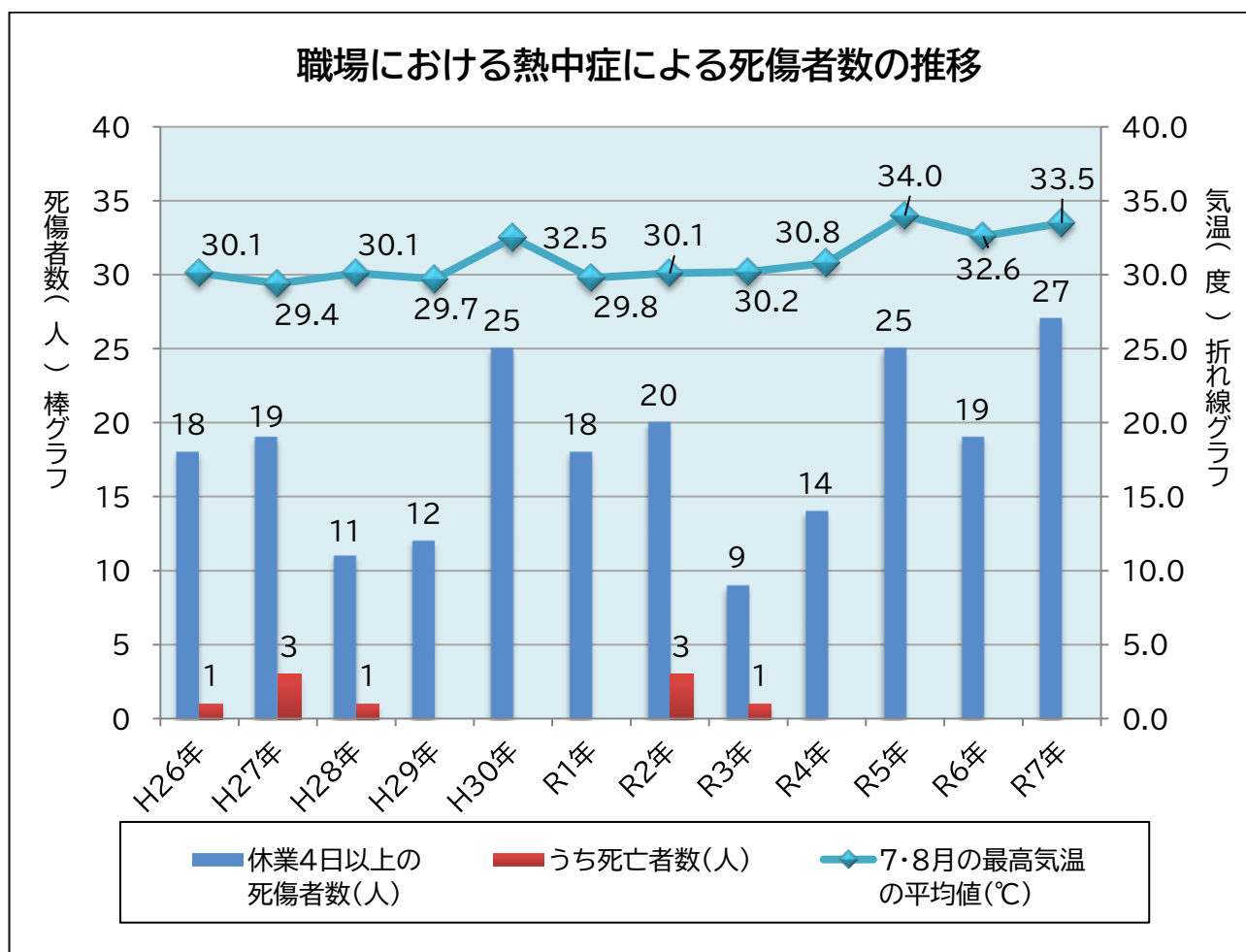
（人）

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 26 年～令和 7 年）

H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
18	19	11	12	25	18	20	9	14	25	19	27
(1)	(3)	(1)				(3)	(1)				

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



2. 業種別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

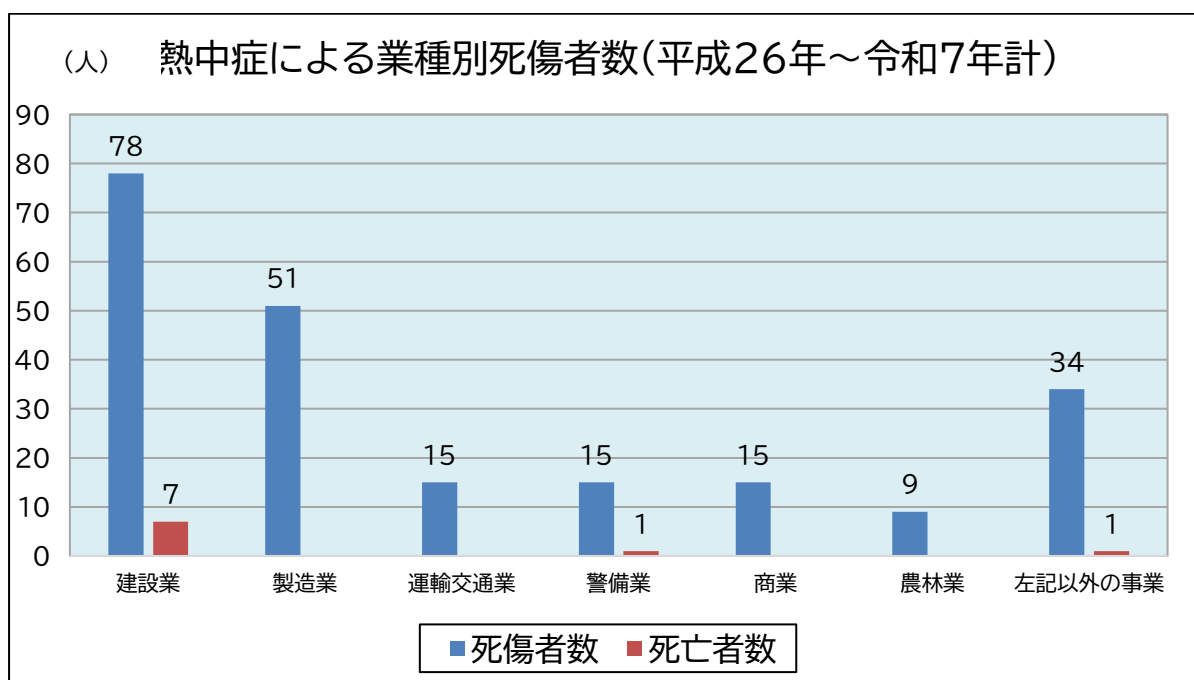
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）

(人)

	建設業	製造業	運輸交通業	警備業	商業	農林業	左記以外の事業	計
H26 年	7	3	1		2	1	4 (1)	18 (1)
H27 年	10 (3)	4		1			4	19 (3)
H28 年	5 (1)	3	1	1	1			11 (1)
H29 年	5	4	1	1	1			12 (0)
H30 年	10	3	1	1	3	3	4	25 (0)
R1 年	5	7	1	1			4	18 (0)
R2 年	7 (3)	6	3	1	2		1	20 (3)
R3 年	4	1		1 (1)	1		2	9 (1)
R4 年	3	2	2	1	2	1	3	14 (0)
R5 年	8	5	1	4	1	1	5	25 (0)
R6 年	5	7	4			1	2	19 (0)
R7 年	9	6		3	2	2	5	27 (0)
計	78 (7)	51 (0)	15 (0)	15 (1)	15 (0)	9 (0)	34 (1)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



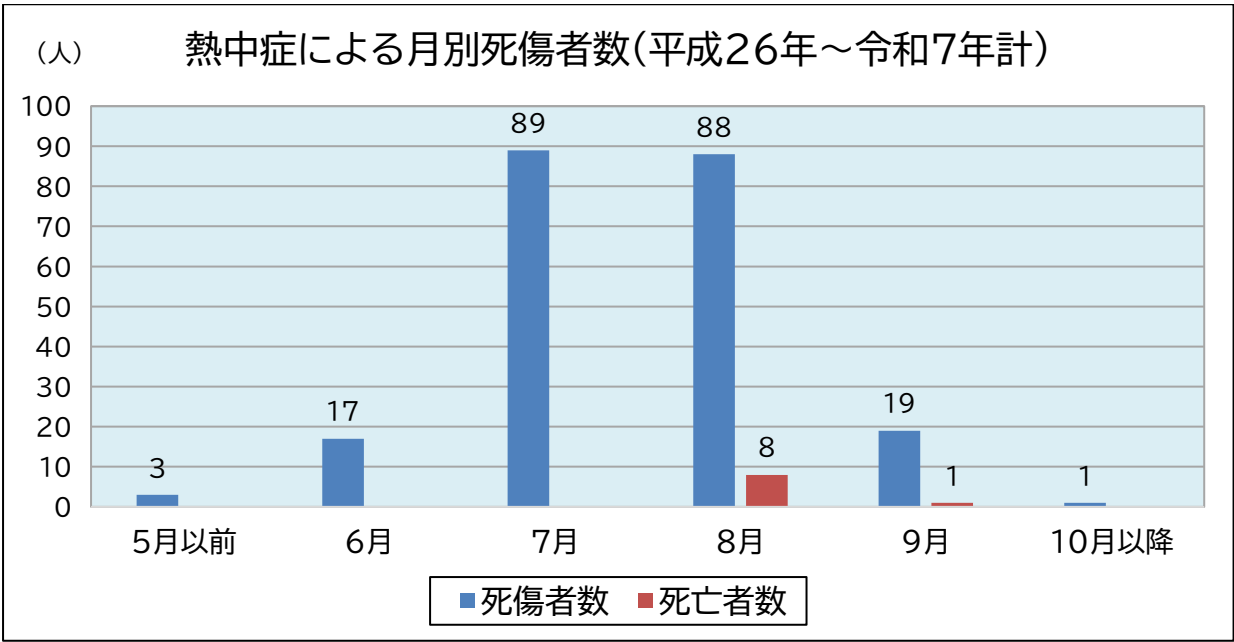
3. 月・時間帯別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

（1）月別発生状況

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 26 年～令和 7 年） (人)

月	5 月以前	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月以降	計
H26 年		1		7 (1)	10		18 (1)
H27 年	1	1	11	6 (3)			19 (3)
H28 年		1	4	5	1 (1)		11 (1)
H29 年			9	3			12 (0)
H30 年	1	2	16	5	1		25 (0)
R1 年			5	13			18 (0)
R2 年	1		1	17 (3)	1		20 (3)
R3 年		1	1	7 (1)			9 (1)
R4 年		1	6	5	1	1	14 (0)
R5 年		1	12	10	2		25 (0)
R6 年		1	10	5	3		19 (0)
R7 年		8	14	5			27 (0)
計	3 (0)	17 (0)	89 (0)	88 (8)	19 (1)	1 (0)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。
※5 月以前は 1 月から 5 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。
※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 26 年～令和 7 年)

(人)

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 26 年～令和 7 年)

	9 時台 以前	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時 台 以降	計
H26 年	2	1	1 (1)	1	3	3	1	3	2	1	18 (1)
H27 年	2	2	1	2	1	5 (1)	3 (1)	1 (1)	1	1	19 (3)
H28 年	1			2		3 (1)	3		1	1	11 (1)
H29 年	1	1	1	2			1	2	1	3	12 (0)
H30 年	2	5	2	2	2	2	4	2	1	3	25 (0)
R1 年	1		2	2	1	7	2	2		1	18 (0)
R2 年	4		3	3 (1)	3	4 (1)	3 (1)				20 (3)
R3 年	1	1	2				2	1 (1)	2		9 (1)
R4 年	2		3	1			2	2	3	1	14 (0)
R5 年	2	2	6	2	1	2	5	3	2		25 (0)
R6 年	3	3	1	1	1	3	4		3		19 (0)
R7 年	2	2	7		4	2	7	3			27 (0)
計	23 (0)	17 (0)	29 (1)	18 (1)	16 (0)	31 (3)	37 (2)	19 (2)	16 (0)	11 (0)	217 (9)

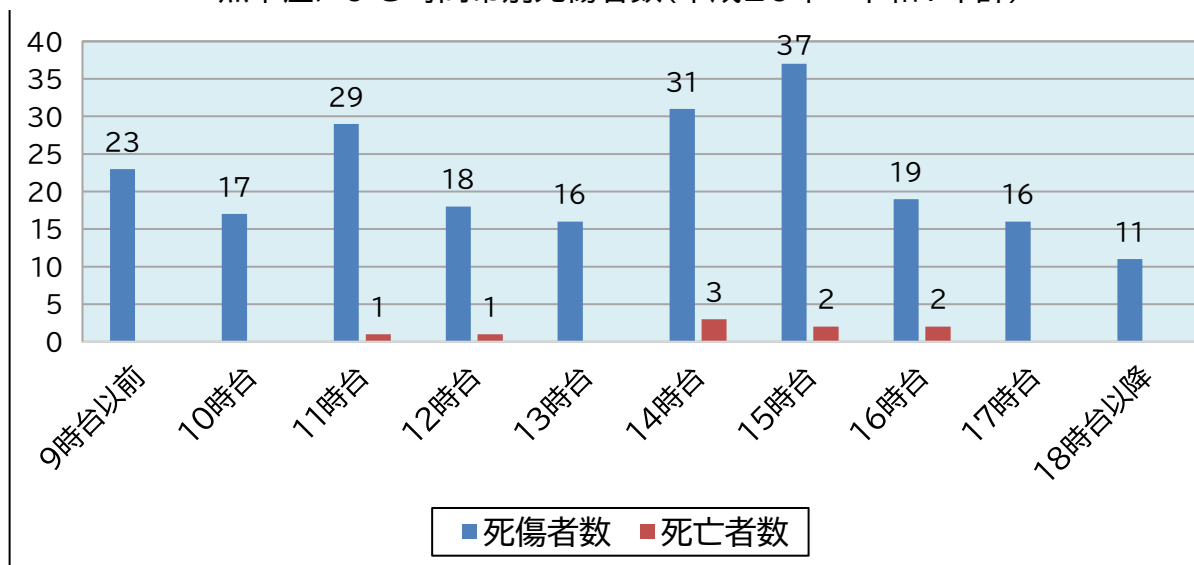
※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

(人)

熱中症による時間帯別死傷者数(平成26年～令和7年計)



4. 年齢別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

(人)

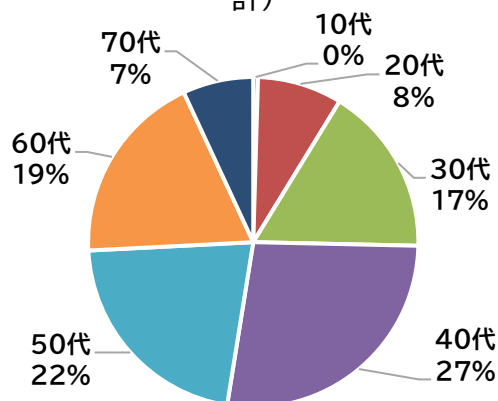
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳 以上	計
H26 年		2	6	4 (1)	3	2	1		18 (1)
H27 年		2	3 (1)	5 (1)	4 (1)	5			19 (3)
H28 年		2	2 (1)	3	3		1		11 (1)
H29 年	1	1	2	5	1	1	1		12 (0)
H30 年		1	3	4	12	5			25 (0)
R1 年		1	2	4	7	2	2		18 (0)
R2 年		3	1	7 (2)	2	7 (1)			20 (3)
R3 年		1	2	5 (1)	1				9 (1)
R4 年			2	5		6	1		14 (0)
R5 年			3	6	6	5	5		25 (0)
R6 年		2	4	3	5	3	2		19 (0)
R7 年		3	6	8	3	5	2		27 (0)
計	1 (0)	18 (0)	36 (2)	59 (5)	47 (1)	41 (1)	15 (0)	0 (0)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合(平成26年～令和7年計)



熱中症予防対策にかかるチェックリスト（労働安全衛生規則・要綱関係）

令和7年6月1日から熱中症の初期対応について労働安全衛生規則（第612条の2）が改正されましたので、その内容と職場における熱中症予防対策要綱（クールワークキャンペーン）をチェックリストにまとめました。チェックリストを活用して、事業場や作業場所ごとの取組状況を確認しましょう。

I 職場における熱中症予防基本対策要綱、STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱 関係

「職場における熱中症予防基本対策要綱」（以下「対策要綱」）は、職場における基本的な熱中症予防対策をまとめたもので、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」においては対策要綱のうちキャンペーン期間中の重点実施事項を示したものですので、取組に当たっては以下の事項について、事業場の実情に応じて実施しましょう。

1 作業環境管理

（1）作業場所のWBGT値※を低減させるための措置

※WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature:湿球黒球温度)値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと。

- ☐ 作業場所のWBGT値を把握しましょう



熱中症予防情報サイト



【WBGT値指数計】

【ポイント】

適切な熱中症予防対策を行うために作業場所のWBGT値を把握しましょう。

WBGT値指数計を用いて実測する方法の他、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等によって確認することが可能です。

作業場所がWBGT基準値を超えるおそれがある場合には以下の事項を実施しましょう

- ☐ 直射日光や照り返しを遮る屋根や遮へい物を設置しましょう

- ☐ 適度な通風又は冷房設備を設置しましょう

【ポイント】

設置した設備の点検を定期的に行いましょう。

（2）休憩場所の整備等

- ☐ 冷房設備を備えた休憩場所や日陰等のある涼しい休憩場所を設けましょう

- ☐ 足を伸ばして横になれる広さを確保しましょう

- ☐ 身体を冷やすことのできる物品及び設備を設置しましょう

【ポイント】

氷、冷たいおしぼりを用意したり、水風呂、シャワー等を設置したりしましょう。

- ☐ 飲料水、塩飴等を常備しましょう

【ポイント】

水分、塩分の補給を定期的かつ容易に行えるようにしましょう。

2 作業管理

（1）作業負担の軽減等

- ☐ 単独作業を控えましょう

- ☐ こまめな休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮しましょう

- ☐ 身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けましょう

- ☐ 状況に応じて作業場所を変更しましょう

【ポイント】

なるべく作業場所が日陰になるように午前と午後の作業場所を変える等しましょう。

（2）暑熱順化※

※身体を暑さに慣らすこと。

徐々に暑い環境に適応していくことで、熱中症になりにくい身体を作ることができます。

- ☐ 計画的に暑熱順化期間を設けましょう

【ポイント】

身体が暑さに慣れるまでは、2週間ほどの暑熱順化期間(短時間の作業や軽作業から始め、作業時間や内容を調整しながら、身体を徐々に暑い環境に適応させる期間)を設けましょう。

また、数日暑さから遠ざかると暑熱順化の効果はなくなるため、長期連休明け等も注意が必要です。

(3) 水分及び塩分の摂取

- ☐ 水分・塩分の定期的な摂取を指導しましょう

【ポイント】

本人の自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分の摂取を指導しましょう。加齢や疾患によってのどの渇きを感じにくくなることがありますので注意が必要です。

- ☐ 労働者の水分・塩分の摂取状況を確認しましょう

【ポイント】

摂取状況確認表の作成、作業中の巡視等を行いましょう。

(4) プレクーリング※の実施

※作業開始前にあらかじめ深部体温を下げることで、作業中の体温上昇を抑えること。

- ☐ プレクーリング(①又は②)を実施しましょう

①体表面を冷却する方法:

10～15℃の水に手足を10分間つける

②体内から冷却する方法:

冷水やアイススラリー※を飲む

【ポイント】

作業開始前や休憩時間中に、①、②のいずれか実施しやすい方法で取り組みましょう。

※細かい氷の粒子のあるシャーベット状の液体。

(5) 熱中症の初期対応の迅速化

★労働安全衛生規則が改正され、対象作業については義務化されています

- ☐ 作業中の巡視を行いましょう

【ポイント】

作業中も作業員の健康状態や作業環境を定期的に確認しましょう。熱中症の兆候がある者を発見した場合やWBGT値が基準値を大きく上回っていることを確認した場合等には直ちに作業を中断し、必要な措置を講じましょう。

- ☐ 連絡体制を整備する

【ポイント】

最寄りの医療機関や救急車要請場所を決めておいて、関係者に周知しましょう

(6) 服装等

- ☐ 透湿性・通気性の良い服装や、身体冷却機能のある服を着用させましょう

【ポイント】

熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、作業中の深部体温上昇を防ぐものを採用しましょう。ファン付き作業服、アイスベスト等も活用しましょう。

3 管理体制、労働衛生教育

(1) 熱中症予防対策のための管理体制を整備

- ☐ 熱中症予防管理者を選任しましょう

【ポイント】

講習会の受講は必須ではありませんが、熱中症について十分な知識を有する人を選任しましょう。(熱中症予防管理者は、必ずしも現場の責任者である必要はありません。)

- ☐ 熱中症予防管理者等の業務内容を確認しましょう

【ポイント】

熱中症予防管理者の主な業務は、作業場所のWBGT値の把握や熱中症対策状況の確認、現場巡視等ですが、作業場所ごとに具体的な業務内容を確認しておきましょう。

(2) 作業者に対する熱中症対策の教育

- ☐ 熱中症に係る基本事項についての教育を行いましょう

職場における熱中症
予防情報サイト



【ポイント】

厚生労働省のインターネットサイト「職場における熱中症予防情報」の教育用動画や資料等を活用して、繰り返し教育しましょう。

- ☐ 救急処置について周知しましょう

福島労働局
ホームページ



【ポイント】

福島労働局ホームページに掲載している「STOP!熱中症クールワークキャンペーンふくしま(改正規則関係カード)」を配布する等により周知しましょう。

4 健康管理等

- ☐ 健康診断結果等に基づいて対応しましょう

【ポイント】

異常の所見がある者や、持病の治療中の者を作業に就かせるときには、作業の可否を医師に確認し、必要に応じ、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講じましょう。

- ☐ 日常の健康管理について指導しましょう

【ポイント】

睡眠不足や前日の多量の飲酒、朝食の未摂取等がないように、日常の健康管理について指導しましょう。また、体調等に懸念事項があれば事前に申し出るように指導しましょう。

Ⅱ 労働安全衛生規則（第612条の2） 関係

熱中症の重篤化を防止するために、【対象作業】を行う場合には【措置内容】を実施してください。
(これを怠ると6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります)

【対象作業】

(1) 暑熱な場所での作業である(①か②に該当)

☐ ①WBGT値(暑さ指数)が**28度**以上

☐ ②気温**31度**以上

+

(2) 一定時間以上の作業である(①か②に該当)

☐ ①**連続1時間**以上

☐ ②1日**合計で4時間**を超える

作業内容が(1)、(2)の両方に該当する場合、
次の①～③の**取り組みが必須**です。

※対象作業に該当しない場合でも、措置内容を
実施するよう努めてください。

【措置内容】

① 報告体制の整備…熱中症の初期症状にすぐに気づくための体制を整えること(第1項)

以下のいずれかを実施してください

☐ 報告を受ける者や連絡方法を定める

【ポイント】

緊急連絡網を作成する等、報告先やその方法を定めてください。

上記以外に推奨される方法

☐ 責任者等による作業場所の巡視をする

☐ 作業者同士が互いの健康状態を確認し合うバディ制を採用する

☐ ウェアラブルデバイスを活用する



ウェアラブルデバイスの例

【ポイント】

当該機器は着用者の健康状態を必ずしも正確に把握できるものではないため、他の方法と組み合わせて用いることが望ましいです。

☐ 責任者・労働者双方の定期連絡を行う

☐ 上記以外で作業場所の状況に応じた方法を定める

② 実施手順の作成…熱中症が疑われる者が現れた場合の対応手順を定めること(第2項)

☐ 実施手順を作成する

【ポイント】

発見してから、作業離脱、身体冷却、責任者に連絡、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせる等の手順を作成してください。

③ 関係者への周知…①報告体制、②作成した実施手順を関係者に周知すること(第1項、第2項)

以下のいずれかを実施してください

【ポイント】

周知すべき関係者には、自社が直接雇用する労働者だけでなく、一人親方等も広く含まれます。

☐ 作業者が見やすい場所へ掲示する

☐ 文書で配布する

☐ メール等で送付する

☐ 朝礼等口頭で伝達する

【ポイント】

口頭だけでは内容が確実に伝わらない可能性もありますので、他の手段を組み合わせる周知してください。

☐ 上記以外の方法で周知する

<参考>労働安全衛生規則（第612条の2）の実施手順、報告体制の作成例

【実施手順の作成例】

程度	症状	治療	症状者を発見した時の現場対応
I 度	軽度 【意識障害はなく水分の経口摂取が可能】 めまい、立ちくらみ、生あくび、筋肉痛、 大量の発汗、筋肉の硬直（こむら返り）	通常は現場 で対応可能	症状が改善する場合には現場での 応急処置（作業離脱、水分・塩分 摂取、身体冷却）と見守りでOK
II 度	【水分の経口摂取が困難】 頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下	医療機関の 治療が必要	I 度の症状が改善されないときや II 度、IV度の症状が出現したとき はすぐに医療機関へ搬送する
III 度 IV 度	重度 【意識障害がある、高体温】 意識がない、痙攣発作、身体が熱い	入院治療が 必要	直ちに救急車を要請する

【ポイント】

実施手順は、表やフロー図等、作業実態や事業場の状況等を踏まえて作成して構いません

熱中症のおそれのある者を発見

●責任者に電話で連絡する

作業離脱・身体冷却

呼びかけに答えるか

いいえ

救急車を要請

（判断に迷う場合は # 7119 に相談）

はい

水分を自力で摂取できるか

いいえ

医療機関へ搬送

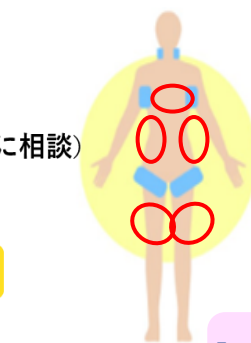
はい

症状が改善するか

いいえ

はい

回復まで安静にする



冷却重点箇所

【ポイント】

熱中症のおそれのある者を発見したときに どうすれば良いか分かるように作成しましょう

※ 症状が急変することもあるため 1 人にしないこと

【報告体制の作成例】

責任者 （報告を受ける者）	（氏名） （電話）
------------------	--------------

【ポイント】

救急車要請場所や病院に搬送する場合の医療機関をあらかじめ定めておくことが推奨されます

救急車要請場所	（名称）例：〇〇会社〇〇工場、〇〇建設の工場現場 （住所） （番地の無い現場の場合の目印）例：〇〇公園の西側
---------	--

【ポイント】

事業場や作業場所ごとに具体的に記載してください
あいまいな表現は緊急時に混乱するので注意が必要です

医療機関	（名称） （電話） （住所）
------	----------------------